

一般社団法人漁業情報サービスセンター役員退任慰労金支給規程

(総則)

第1条 役員が退任した場合には、この規程に定めるところにより退任慰労金を支給する。ただし、一般社団法人漁業情報サービスセンター定款第26条により解任された場合は、特別な理由がある場合を除き退任慰労金は支給しない。

(役員の変義)

第2条 この規程で役員とは、会長、副会長及び常勤理事をいう。

(退任慰労金等の額)

第3条 常勤役員の変任慰労金の額は、在職1月につき、退任の日におけるその者の年俸報酬額12分の1の額に100分の12の割合を乗じて得た金額とする。

(在任期間の計算)

第4条 在任期間の月数の計算は、就任の日から起算し、1月に満たない日数は、1月に切り上げる。

(退任慰労金の積立)

第5条 役員退任慰労金支払いのため、役員退任慰労金を毎年積み立てるものとする。

(退任慰労金の支給)

第6条 役員退任慰労金は、法令によりその退任慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 前条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退任慰労金の支給を受ける順位については、労働基準法施行規則に定める遺族の補償を受ける範囲及び順位による。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退任慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程は、総会の決議によって変更することができる。

第10条 第1条から前条までに定めるもののほか、役員退任慰労金の支給に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。